

2023年1月吉日  
福島ガス株式会社

## 「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に係るガス料金の措置について

平素より弊社のガスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

弊社は、経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下、「本事業」）」に参画する申請を行いました。

本事業は、国が指定する値引き単価によりお客さまの使用量に応じたガス料金の値引きを行った事業者に対して、その値引き原資を国が支援するものです。

本事業への参画が採択されましたので、国が指定する単価分を値引きしたうえでお客さまへ料金を請求いたします。

なお、本事業による値引きに際して、お客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

### 記

#### 本事業の概要

経済産業省のホームページ (<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>) でご確認ください

#### 国が指定する値引き単価及び対象期間

- ・令和5年2月の検針分から令和5年9月の検針分までにおいては、30円（1立方メートル当たり）（税込）
- ・令和5年10月の検針分においては、15円（1立方メートル当たり）（税込）

※ただし、年間契約量が1,000万立方メートル以上のお客様、LPガス供給地区（高圧、旧簡易ガス地区）のお客様は対象外となります。

本事業の目的・概要などは、経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策 事務局需要家向け窓口」または弊社へお問い合わせください。

#### ◆経済産業省「電気・ガス価格激変緩和対策 事務局需要家向け窓口」

TEL：0120-013-305

受付時間 9：00～17：00（年末年始を除く）

#### ◆福島ガス株式会社

TEL：024-534-2176（代表）

受付時間 8：30～17：00（土・日・祝日除く）

以上